

# 応急修理制度の利用に当たっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう “写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

災害救助法に基づき、今回の災害により住宅に甚大な被害を受けられた皆さまは  
応急修理制度を利用できます。

## 1 対象者 以下のいずれにも該当する方

- ① 「り災証明」において準半壊以上の被害を受けた住宅にお住まい※注1で、住むことができない状態にある方
- ② 自らの資力での応急修理が難しい方 ※注2  
(※注1 住宅に今後住む予定がない又は空き家であった場合は対象外です。)  
(※注2 自らの資力で実施できない理由を記載した申出書をご提出いただきます。)

## 2 応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象となる範囲は、下記に掲げる、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所です。

- ・屋根、柱、外壁、基礎等の基本部分
- ・ドア等の開口部
- ・上下水道等の配管や配線
- ・トイレ等の衛生設備等

※詳細については、窓口にてご確認ください。

## 3 限度額

1世帯あたりの限度額は、次に掲げる額以内とします。

①	準半壊	358,000円
②	半壊以上	739,000円

※修理費用が限度額を超える場合は自己負担となります。

## 4 事業のながれ

- ・市の窓口へお申込みください。
- ・応急修理の対象者となる場合は受理通知書を発行いたしますので、修理業者と工事内容の打合せ及び見積依頼をお願いします。
- ・修理業者から市に見積書を提出していただいた後、市から直接修理を依頼し、修理完了後に修理業者に費用をお支払いします。

## 5 申込受付

り災証明発行後からの申請となります。

## 6 申込窓口

牧之原市役所相良庁舎2階 都市住宅課  
TEL 0548-53-2633